

栃木県肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、コロナ禍において肥料価格の高騰による影響を受ける認定農業者等に対し、肥料高騰対策緊急支援事業助成金（以下「助成金」という。）を支給するものとし、その支給条件等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に規定する普通肥料及び特殊肥料のことをいう。

2 この要綱において「不正受給」とは、故意若しくは重大な過失により支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、助成申請書の記載誤りが故意又は重大な過失によらない軽微なものと認められる場合は、この限りでない。

(支給対象条件)

第3条 助成金の支給対象条件は、次の号のいずれも満たす事業者とする。

(1) 令和4(2022)年3月末時点で県内の農地で営農し、かつ、令和5(2023)年3月末時点で次のイからロのいずれかの要件に合致することが確実であると認められる者を助成対象者とする。

イ 認定農業者

- ・農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）第12条に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた個人又は法人
- ・基盤法第23条に基づき、地域の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た法人（特定農業法人）

ロ 基本構想水準到達者

- ・年間所得、営農累計、経営規模等から判断して農業基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）における効率的、かつ、安定的な農業経営指標の水準に到達しているとみなすことができる個人又は法人
- ・農業経営改善計画の終期を迎えた農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している個人又は法人

ハ 集落営農組織

- ・基盤法第23条に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手型として、地域の地権者の合意を得た任意組織（特定農業団体）
- ・複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織（集落営農組織）

ニ 市町の人・農地プランに位置づけられている中心経営体

(2) 令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日までの期間中に農作物の作付け実績があり、令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までに前作

と概ね同程度の面積で作付け実績若しくは作付け計画がある者

2 前項の規定にかかわらず、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員等に該当する代表者又は役員が経営や農作物の生産に参画している場合は、支給対象者とししない。

（助成額）

第 4 条 助成金の額は、令和元（2018）年と比較し、令和 4（2022）年 3 月末時点において高騰した肥料価格分の 1 / 2 に相当する費用とし、知事が別に定める額とする。

（助成対象者への通知）

第 5 条 知事は、第 3 条に規定する助成対象者への通知を、参考様式を用いて行うものとする。

（助成金の申請）

第 6 条 助成金の支給を受けようとする申請者は、知事が別に定める申請窓口に申請書及びその他必要書類を添えて申請するものとする。

（助成金の支給）

第 7 条 知事は、事業者から前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて関係書類の不備の是正を申請者に指示するほか、申請者から事情聴取や事業を所管する関係機関に対する意見聴取等を行うものとする。

（助成金の支給決定）

第 8 条 知事は、前条の審査の結果、支給又は不支給の決定を行うものとする。

（助成金の支給）

第 9 条 知事は、助成金の支給を決定した場合は、第 4 条により申請した支給額を申請者が申請書に記載した助成金振込口座に振り込むものとする。なお、振込口座への入金をもって支給決定通知に代えるものとする。

（助成金の不支給）

第 10 条 知事は、助成金を不支給とした場合は、不支給決定通知書により通知するものとする。

（調査）

第 11 条 知事は、助成金の支給について、必要と認める場合は、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

（助成金の支給決定の取消し）

第 12 条 知事は、助成金の支給を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該各号に定める額に係る支給決定を取り消すことができる。

(1) 不正受給の場合 支給決定した助成金の全額

(2) 前号に該当しない場合であって、当該申請者に支給されるべき助成金の額を超えて支給を受けた場合 当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額

2 知事は、前項第1号に該当すると認められた場合においては、不正受給と認めた日又は助成金の支給決定を取り消した日以降、当該申請者に助成金を支給しないものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しを行った場合は、支給取消決定通知書により速やかにその決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 事業者は、前条第1項の規定により助成金を取り消された場合は、知事の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

(加算金)

第14条 知事は、申請者が第12条第1項の規定により助成金の取り消しを受け、返還を命じられたときはその助成金の受領の日からの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。

(延滞金)

第15条 知事は、事業者が第13条の規定により助成金の返還を命ぜられ、助成金と加算金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を県に納付させることがある。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4（2022）年7月25日から施行する。

肥料高騰対策緊急支援事業助成対象者通知

令和 年 月 日

助成対象者 住所 氏名

〇〇〇〇〇

あなたは、下記の理由で栃木県肥料高騰対策緊急支援事業支給要綱（令和4（2022）年7月25日制定）第3条1項(1)に規定する助成対象者ですので、助成金を申請する場合は、期日までに必要書類を添えて指定する提出先に関係書類を提出願います。

なお、12月23日までに助成金の申請がない場合は、当該助成金の申請意思がないものとみなしますので、必ず期限内に申請されますようお願いいたします。

記

1 助成対象者の理由

- 認定農業者
- 基本構想水準到達者
- 集落営農組織
- 市町の人・農地プランに位置づけられる中心経営体

2 申請に必要な書類

(1) 肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給申請書兼請求書

(2) 助成対象者を証明する書類

農業経営改善計画認定申請書の写し又は助成対象者通知（本通知）の写し

(3) 申請する作付面積の証明書類（必要とする以下の書類）

ア 令和3（2021）年度の営農計画書の写し

イ 令和3（2021）年度の青色申告書の写し

ウ 農業委員会が発行する耕作証明書及び第三者の証明

注）①令和3年度営農計画書があり、水田にのみ作付けがある方 アのみ

②令和3年度営農計画書があり、水田以外に作付けがある方 ア及び水田以外に作付実績を証明するイ又はウ

③令和3年度営農計画書がない方 イ又はウ

(4) 令和3（2022）年4月1日から令和4（2022）年3月31日までに使用した肥料の使用実績（購入伝票、領収書等）

(5) 通帳の写し（名義人、口座番号が分かるページ）

※ 必要に応じて追加提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

3 申請書類の提出先

住所 〇〇〇〇〇

窓口名 〇〇〇〇〇

連絡先 〇〇〇〇〇

4 申請期日

第1回 令和4（2022）年9月30日（金）まで

第2回 令和4（2022）年11月30日（水）まで

第3回 令和4（2022）年12月23日（金）まで

5 問い合わせ先 〇〇〇 〇〇課 TEL〇〇〇